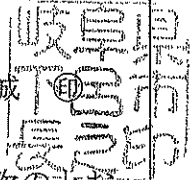


平成 21 年 2 月 23 日

馬瀬総合観光株式会社

代表取締役 加藤久人 様

下呂市長 野村 誠



補助金等交付決定通知書

平成 21 年 1 月 26 日付けで申請のあった補助金等の交付については、次のとおり決定したので、下呂市補助金等交付規則第 7 条の規定のより通知します。

| | |
|------------------|---|
| 1 補助申請額 | 平成 20 年度 |
| 2 事業名 | 林業・木材産業構造改善事業 |
| 3 補助金等の 交付決定額 | ¥25,380,000- |
| 4 交付条件 | <p>(1) この補助金等は、下呂市補助金等交付規則に基づくもので、この目的以外に使用してはなりません。</p> <p>(2) 事業等に着手した場合において、市長の指示があったときは、直ちに補助事業等着手届を提出してください。</p> <p>(3) 次のアからウまでのいずれかに該当するときは、直ちに市長の承諾又は指示を受けなければなりません。 ア 内容を変更するとき（市長が認める軽微な変更の場合を除く。） イ 中止し、又は廃止するとき。 ウ 予定の期限内に完了しないとき、又はその遂行が困難となったとき。</p> <p>(4) 補助事業等が完了したときは、速やかに補助事業等実績報告書、収支決算書等を提出してください。</p> <p>(5) 市長が必要であると認めるときは、当該吏員に書類等の検査をさせ、又は補助事業等の執行状況について実地検査させます。</p> <p>(6) 市監査委員から要求があるときは、いつでも監査を受けなければなりません。</p> <p>(7) 下呂市補助金等交付規則の規定に違反した場合は、交付の決定を取り消し、補助金等の返還を求めます。</p> |